

平成 24 年 3 月 22 日

第 180 回国会 法務委員会 第 4 号

○田城郁君 おはようございます。民主党・新緑風会の田城郁です。よろしくお願いいたします。

小川法務大臣の所信を受けまして、司法改革全般について御質問をさせていただきます。

その前に、東日本大震災から一周年たちました。心よりお亡くなりになりました国民の皆様に哀悼の誠を表すとともに、被災地でいまだ、復興ではなく復旧だということで、多くの方がいろいろな事情で国への訴えの声を掛けております。被災者へ寄り添う支援というふうに言葉ではいろいろとされておりますけれども、具体的な実践が必要だというふうに感じております。

先日の日曜日に、私は J R 気仙沼線の流された線路、あるいは名取市の仮設住宅などを視察をいたしまして、特に名取市の住民の皆様、お年寄りの方の声、本当に悲痛なものがありました。先が見えない、この仮設で終わるのかと考えると悔しい、土地も思った値段では買ってもらえないし、本当にとにかく希望が持ちたい、不安で仕方がない、異口同音にこのような声を発せられておりました。やはり復興ではなく、まだまだ復旧なんだなというふうにも感じました。

この震災の復旧復興に際しての法務省の所管についての今後の課題は何でしょうか。いろいろと諸問題ありますけれども、法務大臣としての震災に相對する決意などをお聞かせ願えればと思います。よろしくお願いいたします。

○国務大臣（小川敏夫君） 委員御指摘のとおり、この未曾有の大災害に遭われた被災者の方々に対する対応というものは、これはやはり法務省も全力を挙げて取り組まなくてはいけないと思っております。法務省、言わば現場の官庁ではなくて、言わば法的基盤の整備ということが主たるところでございますが、やはり一番は、これから少しずつ被災者の方々の生活もある程度落ち着いてくると、やはり様々な分野で法的な問題というものが生じてくるのではないかと。土地などの不動産の問題、身分関係の問題、雇用や会社の問題、様々な分野でやはりそうした法的な問題が出てくるときに、そうしたことに對してしっかりと法的な解決のためのアドバイスをしっかり行うことが必要ではないかということで、これまでも法テラスにおきましてそうした法律支援というものを、出張所を四か所設けるなど取り組んでまいりましたが、更にこれをきめ細かく取り組んでいきたいと思っております。

また、法務省としましては、やはり土地がずれたというようなこともございますので、こうした不動産に関する問題、登記の関係とか様々なことがございますが、そうした面、被災者の立ち直りを、妨げになるということじゃなくて、更に後押しするような気構えでしっかりと取り組んでいきたいと、このように思っております。

○田城郁君 ありがとうございます。

私も法務委員会の一員でありますから、大臣と共に、しっかりと大臣のおっしゃられた方向性に基づいて東日本大震災の復旧復興に共に協力し合って発展に向けていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、最高裁判所の裁判官の選任についてお伺いをいたします。

最高裁判所裁判官は内閣の任命によるとされておりますけれども、選任の過程を教えてください。また、最高裁判所長官あるいは最高裁判所の意見は考慮されているのでしょうか。また、その際、非常に強い力を持っていると言われる事務総局はどのような役割を果たしているのでしょうか。お聞かせください。

○政府参考人（河内隆君） 最高裁判所判事の任命、選任についての御質問にお答え申し上げます。

最高裁判所の任命につきましては、三権分立の観点もあり、憲法上、内閣が責任を持って行うこととされており、最高裁長官の意見を聞いた上で内閣として決定しているところでございます。

その任命に際しましては、裁判所法上、識見の高い法律の素養のある四十歳以上の者で、十五人のうち少なくとも十人は十年以上高裁長官又は判事の職にあった者又は二十年以上これらの者を含む法曹の職にあった者、すなわち法曹の職にあった者とは裁判官、検察官、弁護士、法律学の教授等の職のことでございますが、こうした方であることが必要とされているところでございます。

したがいまして、これらの要件に合致する方で、その方のこれまでのキャリアや人格、識見等に照らしふさわしい方を総合的に勘案し、選考しているところでございます。

最高裁がその機能を十全に果たすためには、最高裁における事件の審理を適切に遂行していただくためには、各小法廷の人的構成がいずれもバランスの取れたものとなっていることが必要と考えております。このため、選考に際しましては、各小法廷の事件処理の状況やその出身分野の構成など、最高裁の実情を踏まえることが不可欠と考えます。この意味から、候補者の選定に当たり、必要に応じ最高裁にも御協力をいただいているところでございます。

以上でございます。

○**国務大臣（小川敏夫君）** 人事のことで、内閣が決めることでございますので、法務大臣という立場からはなかなか申し上げにくいんですが、適正な方が選任されるよう内閣の一員として加わりたいと思っております。

○**田城郁君** 次に、検察不祥事と裁判所、この関係について少しお聞きをいたします。

大阪地検特捜部の証拠改ざん事件に際して検察の在り方が厳しく問題とされておりますが、元裁判官の木谷明さんでしょうか、検察が描いた筋書どおりに事実認定するだけで、チェック機能を果たさず、検察を増長させてきたという意味で裁判所の責任も重い、裁判所もこれを機に審理の在り方について議論すべきである、このように述懐をしております。

小沢一郎代議士の裁判でも明らかなように、検察の恣意的な証拠の改ざんや供述調書の偽造が組織的かつ常態化している中で、つくられた起訴を受けた一方の裁判所が九九・九%の有罪率という状況は、冤罪をつくり出す大きな原因にもなっていると言えます。裁判所が検察の追認機関になっているのではありませんか。存在意義が問われていると思います。

この状況を受けて、どのような議論をしているのかお聞かせください。それぞれ、最高裁の方、そして大臣にもお聞きをいたします。よろしく申し上げます。

○**国務大臣（小川敏夫君）** 誠に委員御指摘のとおり、検察の捜査というもの、これは適正に行わなければならないものでございまして、大阪の郵便不正事件に絡んで検察官が証拠を改ざんしたという事件、まさにあってはならないことが起きたということで、深く反省しなければならないと同時に、このようなことが絶対に繰り返されてはならないというものでございます。そうした観点からしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○**最高裁判所長官代理者（安浪亮介君）** 裁判所といたしましても、無実の者が罰せられるというようなことはあってはならないことと考えております。個々の事件におきましても、裁判官は、当事者から出されるいろいろな主張や証拠を慎重に、また虚心坦懐に検討した上で裁判を行っていくべきものだと考えております。

○**田城郁君** 次に、裁判官そして裁判所の独立についてお聞きをいたします。

裁判所の中では裁判官統制という言葉があると聞いております。あるいは、陸上勤務、海上勤務、遠洋航海という言葉もあるとお聞きをしております。陸上は最高裁、海上は地裁、遠洋航海は支部から支部へのたらい回しのことだそうです。裁判官統制に従わないと見せしめ的に航海に出されるというようなことも、現職なり元の裁判官、異口同音にお話をされておりますけれども、このような実態というのはあるんでしょうか、最高裁の方。

○最高裁判所長官代理者（安浪亮介君） お答えいたします。

裁判官は、憲法の規定にありますとおり、良心に従いまして法と証拠に基づき気概を持って裁判を行っておるところでありまして、人事評価を意識して裁判をするような裁判官はいないと思っておりますし、またそのようなことはあってはならないというふうに考えております。

今委員御指摘の陸上勤務等のお話でございますけれども、裁判官の場合は、全国に均質な司法サービスを提供する、あるいは地方と都市部の勤務の公平を図るというようなことから、全国的な異動をしておるところでございますけれども、それに当たりましては適材適所の配置を考えておるところでございます。

以上でございます。

○田城郁君 法廷外弁論とはどのようなことなんでしょうか。聞くところでは、例えば裁判所刑事部の懇親会等に検事が参加をしてきて、ああだこうだと言われるとか、裁判が終わった後に検事が裁判室に入ってきて、あそこおかしいねとか、そういうような指摘をするという趣旨のことを元裁判官の方がおっしゃられております。

裁判官が自己保身を図るのではないかという懸念は、国民の司法への信頼の根幹を揺るがしかねない、そういう要素になります。国民が寄せられる司法への信頼のために、自己保身や圧力から解放されて、独立した裁判官が法と証拠に基づいて良心に従って裁判ができる環境が今こそ必要だと思います。

このような状況が私は保障されていないのではないかという疑念を今の御説明だけだとどうも拭い去れないというふうに思いますが、法務大臣の管轄外ではございますが、今のお話などを聞いていて、一般論で結構ですから、感想など、あるいは何か言及することがありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣（小川敏夫君） もちろん、あるべき姿としては、これは裁判官は良心に従って判断すべきものでありまして、検察官との言わば付き合いだとか、そうした法廷外の事情とか、そういったことが考慮されては全くなならないわけでございますが、しかし、今回のこの様々な、大阪の事件でもございましたが、検察官がこうして、あってはならない証拠の改ざん等がございました。

やはり、私も自分の経験も振り返ってみますと、検察官が少し裁判所に甘えていた部分もあるのではないかと。検察官がその信用というものを背景にして何らかの主張をすれば比較的裁判所も認めてくれていたと、厳しい吟味に遭うということがなかったとは言いませんが、そういった面で甘やかされていた面もあるのではないかというふうな感覚も持っております。

私は、やはり、検察は、裁判官の姿勢云々はとにかく別にしまして、検察は検察としてやはり自ら適正な捜査を行わなくてはならないという自覚をしっかりと持って、これからの適正な捜査、そして適正、厳正な捜査を行うことによってしっかりと国民の生活を守るという使命を果たす、そうした検察にしていきたいというふうに思っております。

○田城郁君 裁判官の人事評価についてお伺いをいたします。

裁判官の中には、無罪判決は人事上不利になる、控訴審で逆転無罪になると裁判官としての評価に響くということをおっしゃっている方もいらっしゃいます。これは平成二十二年の十月四日の朝日に報道として載っております。特に高裁の裁判官は、すぐ後ろに最高裁があるので、最高裁に破られることを非常に気にするとの声もお聞きしております。

先日の私の質問で、最高裁判所から、個別の判決における判断の内容や結論の当否そのものを人事評価に反映するということが、裁判官の独立を侵害するおそれがあるのであってはならないと、実際の人事評価に当たっては、裁判官の独立を侵すことのないよう今後とも慎重な運用を続けてまいりたいとの趣旨の答弁がございました。

しかし、前述したことを訴える裁判官が存在をしている中で、最高裁はどのようにこの状況を受け止めるのでしょうか。司法に対する国民の信頼は裁判制度の存立に特に必要でありますから、通常の公務員以上の人事の公明性が求められるというふうに思いますが、御所見をお伺いをいたします。

○最高裁判所長官代理者（安浪亮介君） お答えいたします。

下級裁判所の裁判官の任命、人事評価等についてお答えをさせていただきます。

下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって内閣が任命するとされております。その指名に当たりましては、下級裁判所裁判官指名諮問委員会にお諮りし、その答申を踏まえて指名がされているところでございます。この委員会の委員には、学識経験者六名を含む十一名の委員で構成されております。人的構成の面からも透明性が高く、かつ国民の意見が審議に反映されるよう意を用いているところでございます。

次に、人事評価の点でございますが、平成十六年度以降、客観性、透明性の確保が重要であるとの観点から新しい人事評価制度の運用がされております。この制度の下では、裁判官の評価の基礎として、裁判所内部の情報のみならず、裁判所外部からの情報にも配慮するものとされております。外部情報といたしましては、弁護士からの情報も多数寄せられております。

また、評価権者は、人事評価の際に裁判官から職務の状況に関します書面の提出を受け、裁判官と面談し、申出があれば裁判官にその評価書を開示することとされておまして、さらに、裁判官の方で評価権者に評価書の記載内容について不服を申し出ることができるというふうにするなど、対話型の人事評価制度も実現しているところでございます。

制度として十分に透明性や公正性を確保しているものと考えております。

以上です。

○田城郁君 人事の公明性を担保する方策などについて、提案も含めてちょっとお話をさせていただきます。

国家的に意義の大きい事件、例えば国策に影響を及ぼす行政処分に対する差止め、あるいは環境問題など国民への影響が大きい民事事件、国民が注目する刑事事件などにおいて国家的利益に反する勇氣ある判断を下した裁判官については、特にその後の人事異動を注意深く継続して見守るシステムが必要ではないかと、公開された中でですね。人事異動について公明性を高めることで、前回も質問をさせていただきましたけれども、上ばかり見ているヒラメ裁判官になる必要がない状況をつくり出す必要があると思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

○最高裁判所長官代理者（安浪亮介君） 前回もお答えしたとおりでございます。人事評価を意識してばかりおまして、そんなことで裁判をするというふうな裁判官がいてはならないと思っております。

今後とも、そういう観点から人事行政をきちっとやってまいりたいと考えております。

○田城郁君 一つ提案がありまして、駄目なら駄目でも結構なんですけど、そういう見守るシステムというのはあるんですか、誰がどこに行ったとか、要するに遠洋航海に出されたことも含めて、ちゃんと私たちが市民、国民の皆さんが見守れるシステムというのは、今ないんですよね。

○最高裁判所長官代理者（安浪亮介君） 裁判官の異動につきましては官報で掲載されております。

ただ、それを、一人の裁判官が次はどこへ行った次はどこへ行ったというふうな形で、制度としてデータを蓄えてやっておるような外部の機関というのではないだろうと思っております。

○田城郁君 外部でも、内部からホームページに出すでも結構なんですけれども、答えるのに限界があると思いますからこれ以上問いませんが、そういう言葉はまだ生きているわけですね。ヒラメ裁判官という言葉もまだあると、あるいは遠洋航海も含めてそういう言葉があると。そういう言葉は一切ありませんと、なければ自信を持ってお答えになるのではないかと思うんですが、実際にはあるから今まで

のようなお答えになっているのではないかと思いますので。

しかし、国民は裁判所がもう頼みの綱なんですよね。被害者であれ、加害を受けたと冤罪を掛けられた者からしても、本当に裁判所がしっかりしてもらわないと、あくまでも法と証拠に基づいて良心に訴える裁判をしていただかなければ本当に国民のための開かれた裁判所ではないと思いますので、是非御検討をよろしく願いをいたします。

冤罪を撲滅するためのお考えについて、法務大臣にお伺いいたします。

私の周りには冤罪で苦しんでいる方が大勢おります。鈴木宗男前衆議院議員は、法治国家だから刑は甘んじて受けたが、私は無罪だというふうに主張をしております。佐藤優さんもそうです。足利事件の菅家さんは、無罪が晴れた今も、やっぱり犯人じゃないかと、そういう声に悩んでおります。布川事件のお二人も、失われた人生の大きさの何とも言えない不条理感にさいなまれております。JR浦和電車区事件の七名も、執行猶予付きだろうがやっていないものはやっていないんだと主張しております。高知白バイ事件の片岡さんも無罪を晴らそうと再審を目指しております。そして、全く疑う根拠もなくなってしまった小沢一郎氏の裁判でも、またもや推論の積み重ねでの有罪などはあってはならないと私は思っております。

特に、政治的実権を握る者が少数派の人権を侵害しないようにするために、裁判官に自己保身に走ることなく、法と証拠と良心のみに基づいて少数派を擁護する勇氣がある判断が下し得る状況をつくり出すことこそ、現在国家の運営を預かる与党民主党があえて意識して行わなければならない大きな課題であるとさえ私は言えるというふうに思います。

小川法務大臣、一般論で結構ですから、国民の期待にこたえる司法制度の改革は実現されるのでしょうか。もう冤罪や誤判で苦しむ人をつくり出してはなりません。是非、お考えをお聞かせください。

○国務大臣（小川敏夫君） まず、検察が適正でなければならないというのは、これはもう当然の前提でございますが、やはり検察が様々な不祥事があったからといって、しかしもう検察は要らないという議論は、これはないわけございまして、やはり適正な捜査を行って、そして適正な処罰を求める、公訴を提起するということの検察の役割というものは、これは絶対に必要でございます。ただ、その役割があるからといって中に冤罪が紛れていいということには絶対になりません。罪のない人に対して罪責を負わせるということは、これはあってはならないことでございますし、間違った捜査で間違った公訴を提起をするということは決して許されないことでございます。

検察としましては、一つの契機としまして、やはり大阪地検の郵便不正事件というもので検事が証拠を改ざんしたという、あってはならない事件を起こしました。これも大きな一つの契機としまして、検察は一人一人の検察官としてのその使命についてもしっかり認識するとともに、やはり組織の中でも様々な観点からのチェックというものを設けまして、かかる冤罪事件を生むような間違った捜査、不適正な捜査、そして公訴請求というものはないようにこれからもしっかりと取り組んでいきたいと、そのように考えております。

○田城郁君 私も、特捜などをなくしてしまえというような声については、そうではないだろうと私は今も思っています。本来果たすべき機能をしっかりと果たして国民に歓迎される、そういう検察であり特捜になってほしいと、その意味から厳しく私は御質問をするなり、最高裁、裁判所の皆さんにもそういう思いで私は期待を持って問題提起をさせていただいているということですから、共に司法改革を進めていくという立場でこれからもよろしく願います。

質問を終わります。ありがとうございました。